

○北上市史編さん委員会設置要綱

平成26年3月31日

告示甲第4号

(設置)

第1 市史編さん事業の推進を図るため、北上市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市史編さんの基本方針の策定に関すること。
- (2) 市史編さんの編集方針に関すること。
- (3) その他市史編さん事業の推進に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、企画部総務課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成26年4月1日から施行する。